

特定地域づくり事業協同組合の認定フロー

項 目	内 容 等	窓 口
①事前準備	人口急減地域であることの確認 組合員となる事業者の確保 派遣職員となる労働者の確保 事務局職員やスペースの確保 市町の財政支援	兵庫県企画部地域振興課 078-362-4308 市町担当窓口
②事業計画(案)の作成	財産的基礎の見通し 収支の見通し 職員の予定派遣先・組合せ 教育訓練・キャリア形成支援	
③関係機関への事前相談	②事業計画(案)の作成と平行して事前相談を実施	④⑤⑥の窓口機関 市町担当窓口
④事業協同組合の設立	発起人の募集（4事業者以上） 定款案等の作成 創立総会開催、 県への設立認可申請→設立認可 出資払込 設立登記	兵庫県中小企業団体中央会 神戸県民センター 県民課 阪神南県民センター 県民課 阪神北県民局 地域振興課 東播磨県民局 地域振興課 北播磨県民局 地域振興課 中播磨県民センター 県民課 西播磨県民局 地域振興課 但馬県民局 地域振興課 丹波県民局 地域共創課 淡路県民局 交流渦潮課 (本庁)兵庫県産業労働部地域経済課
⑤特定地域づくり事業協同組合の認定	認定申請 市町長の意見聴取（県→市町） 設立認定→認定公示（県HP）	兵庫県企画部地域振興課 078-362-4308
⑥労働者派遣事業の届出	届出書類等の提出 確認・受理	兵庫労働局（厚生労働省） 職業安定部需給調整事業課



事業開始

 ⑥の届出受理後に職員募集開始

※ 各手続きの所要期間は実績がないため不透明であるが、市町の財政的支援の予算確保時期を見込んで、早めに手続きを開始する必要がある。

⑤の申請時には、財産的基礎が担保されている必要あり。